

## 「要求水準書に関する質問書(様式1-3)」に対する回答(第2回)

No.	頁	項目	質問内容	回答
1	2	2.3 事業の目的 図1 現況平面図	図1に施工可能場所が明示されていますが、構造物の撤去工事等のために、関係者と協議の上で施工可能場所の範囲外に仮設土留め等を計画することは可能でしょうか。	JR、熱海土木事務所など、関係者の合意が得られれば可能です。 ただし、構造物撤去を目的として施工可能場所範囲外に仮設土留め等を必要とする場合、原則として当該構造物は残置としてください。その際、必要に応じて内部充填を計画してください。
2	2	2.3 事業の目的 図1 現況平面図	施工可能場所の範囲内には、浄水場とJR伊東線線路の間にある敷地や地下通路へ行く為の浄水場内通路がありますが、同位置に復旧すべきでしょうか？復旧位置や幅員等指定があればご教示ください。 また、送水ポンプ室東側フェンスが敷地境界よりもセットバックしているように見受けられますが、改修後は敷地境界に沿ってフェンスを設置してもよろしいでしょうか？	JRとの協議により、当該通路については、別添現況平面図に示す位置に線形および幅員を変更する方針となりました。施工可能範囲内の通路幅員は3.0mとしてください。 また、送水ポンプ室東側のフェンスについては、既設と同位置に復旧する計画としてください。 【追加資料①】
3	6	2.5.2 対象施設の概要と範囲 表4 対象施設 付帯施設、外構	本事業の工事範囲において、植栽・外灯・消火栓、応急給水栓等を整備する。とありますが、工事の所掌範囲は土木・建築工事範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	7	2.6.2 来宮浄水場の立地条件	河川の護岸壁の竣工図書について、質問回答では竣工図書が無い旨ご回答いただいておりますが、河川管理者の元にも無いと考えるとよろしいでしょうか。 無い場合は、護岸の形状・寸法に起因して設計変更や工期の延期が必要になった場合には、発注者の責任において対応されるかの理解でよろしいでしょうか。	竣工図書は河川管理者の元にも存在しません。 ご理解のとおり、護岸の形状・寸法に起因して設計変更や工期の延期が必要になった場合には、発注者の責任において対応します。
5	9	2.8.1 事業スケジュール 表6 事業スケジュール	貴市が実施する土木・建築に関する工期として、質問回答ではR6中頃～R7中頃に詳細設計、R7後半～R10末：工事とご回答いただいております。提案段階での工程計画においては、ご回答いただいた期間で完了できるよう土木建築に関する仮工程を設定し、全体工程を検討しますが、土木建築の詳細設計において、工程が決定した後に全体工程を修正するに至った場合、工程の延期に関する帰責者は貴市であるとの理解でよろしいでしょうか。	土木建築の詳細設計において、工程の延期が必要と判断した場合には、帰責者は本市となります。
6	13	3.2.2 本事業で予想されるリスク 表8リスク分担表 設計変更リスク10	土木・建築の提案設計および基本設計の不備に起因して、土木・建築の設計内容を変更する必要性が生じ、事業費が増大した場合(ただし、発注者・事業者との協議により発注者の責によらないものは事業者の負担とする)とありますが、JR及び河川に関する土木・建築の提案設計および基本設計時の情報(資料)で知りえなかった事項による事業費増大のリスク負担者は「発注者」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、基本設計時に必要資料の収集・確認が十分に行われていることが前提条件となります。
7	13	3.2.2 本事業で予想されるリスク 表8リスク分担表 設計変更リスク10	リスク分担表には、ただし書きで「発注者・事業者との協議により発注者の責によらないものは事業者の負担とする」と記載がありますが、当該用地での土木建築工事はJR軌道近接工事となるため、基本設計時にJRとの正式な協議が開始します。その際に、土留め工法や土留めの引き抜き、既存杭の撤去等、軌道の変位の要因となる工事が多数存在することから、JRとの協議に時間を要することや延々と解析を繰り返すような状況も想定されることから、ただし書き以降の削除と事業者側リスク分担についても削除をお願いします。	【調査・設計・建設】のリスクNo.6、7に示すとおり、JRや河川管理者との協議結果に基づいて変更する内容については、本市のリスクとします。 基本設計時には事業者だけでなく、発注者との協議を実施したうえでJR協議を進めていき、発注者が基本設計の完成確認を行うため、その際に想定される左記リスクの負担者については発注者となります。
8	13	3.2.2 本事業で予想されるリスク 表8リスク分担表 設計変更リスク10	土木・建築の提案設計および基本設計の不備に起因して、土木・建築の設計内容を変更する必要性が生じ、事業費が増大した場合について、関係機関との協議の結果、当該用地での施工が不可能という判断に至った場合、質問No.35の回答で示された仮定条件を達成していれば、事業者側に設計の不備は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	13	3.2.2 本事業で予想されるリスク 表8リスク分担表 設計変更リスク10	設計建設請負契約後に、関係機関との協議の結果、当該用地での施工が不可能という判断に至った場合、質問No.35の回答で示された仮定条件を達成していれば、事業者側に違約金が請求されることは無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	14	4.1 前提条件	丹那水源からの取水量として、処理(ロス水含む)水量の他に着水井(原水槽)からの常時越流水等も含まれると認識していますが、この取水量については最大取水能力37,500m <sup>3</sup> /日を上限として事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	14	4.2.2 原水水質および浄水水質要求水準	浄水水質の引き渡し基準については、質問回答により理解しましたが、原水水質が水質基準値を超過する原水となった場合には、原水引き渡し基準を逸脱した原水のため、浄水水質が水質基準を超過した場合にも事業者がその責を問われることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 「要求水準書に関する質問書(様式1-3)」に対する回答(第2回)

No.	頁	項目	質問内容	回答
12	14	4.2.2 原水水質および浄水水質要求水準	要求水準では水質基準達成原水を浄水として濁度0.1度以下、アルミニウム0.1mg/L以下の達成が求められています。事業者提案として水質基準超過原水に対しても浄水水質達成の要求水準を達成しかつ水質基準値を達成可能な浄水システムの提案は技術評価にて評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	17	4.2.7 契約不適合責任期間	第1回質問回答No. 16の回答で「ただし、膜モジュールについては使用期間の性能について保証を求めます。」とあります。膜モジュールの「性能」とは、水質と水量に密接に関連する事項として、膜破断と透水性能に帰結すると考えます。膜破断は、破断膜からの漏洩を高度に管理する必要がありますので、クリプトスポリジウムの除去率LRV3(除去率99.9%)を確保できない場合と規定してはいかでしょうか。また、透水性能は、膜損傷によるピン打ちによる膜面積減少や薬品洗浄回復劣化による影響があり、その影響は薬品洗浄周期に直接影響されます。従って、提案する年間薬品洗浄回数を維持できなくなった時点が「性能が劣化した」という理解でよろしいでしょうか。	膜モジュールに求める使用期間中の性能は『膜面積を99%以上確保し、提案された膜ろ過流速で要求水準に示す水量と浄水水質を満たすこと』とします。
14	17	4.2.7 契約不適合責任期間	上記質問において、仮に多少の性能劣化が許容される場合には、部分破断等による膜面積の減少についてどの程度許容されるのか、ご教示ください。	市の膜ろ過浄水場の実績等を踏まえ、部分破断等による膜ろ過面積の減少は1%まで許容することとします。
15	18	5.1.3 周辺環境調査	第1回質問回答No. 18において非常用電源設備を屋外設置する場合には、事業者の責任において敷地境界での規制値を達成してくださいと記載がありますが、本件は非常用発電設備の始動方式が電気始動であり、騒音に係る特定施設(空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。))に該当しないと考えており、非常用発電装置は表5に記載のある騒音規制の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、非常用電源設備は騒音規制の対象外としてください。
16	18	5.1.5 地質調査	設計・施工を行う上で必要となる追加調査がある場合には、事業者にて提案・実施する。調査に係る費用については提案価格に含める。と記載がありますが、既設杭の撤去等により、地盤が緩むことを考慮すると提供いただいている地質データによる設計は困難であると評価します。そのため、既設杭撤去孔埋め戻し後に改めて地質調査が必要と考えますが、提案設計や基本設計以降(詳細設計時や工事施工後)の実施となるため、本調査については、事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。また、提案設計や基本設計時には把握できない情報であるため、本内容に起因して詳細設計時に内容が変更した場合のリスク負担者は「発注者」との理解でよろしいでしょうか。	場内GL~マイクロストレーナ槽底下面は約2m、既設杭長は3mであり、場内GLから既設杭下端(H=+62.0m程度を想定)までの深さは約5mです。提案設計では既設杭下端よりも深い深度まで掘削し、原水槽または地下室の築造を計画することが予測されます。したがって、提案設計においては、既設杭の引抜きによる地盤への影響は生じないものと仮定してください。
17	19	5.2.2 設計共通事項⑥	流用する遠方監視設備ですが、既設テレメータの構成が親局(庁舎)、中継局(梅園配水池)、子局(来宮送水ポンプ場)となっていて、子局(来宮送水ポンプ場)へ来宮配水池からの情報も埋設ケーブルにて入力されていると理解してよろしいですか？	ご理解のとおりです。
18	22	5.2.3 (4)薬品注入設備	実績の残塩・注入率データをご提示願います。	注入率は、以下の目標残留塩素濃度に合わせて自動制御しています。次亜塩素酸ナトリウムは12%溶液を使用しています。 梅園配水池 0.38mg/L 来宮配水池 0.36mg/L
19	22	5.2.4 排水施設(排水池は基本設計のみ)	排水池から初川に放流する残塩(浄水程度)を含む排水は、着水井(原水槽)越流管から放流する余剰原水で希釈して排水することが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	23	5.2.5 浄水池(基本設計のみ)	要求水準内に、浄水池H.W.Lの制約無いように見受けられますが、高さ制限等は御座いますでしょうか？理由としては、ステンレス鋼製角型浄水池とした場合、「ステンレス鋼製角型配水池設計指針(WSP073-2010)」に準拠させるには縦横比の制約が出て来る為、ご教示願います。	浄水池H.W.L.に制約は定めませんが、建設条件を満たし、「ステンレス鋼製角型配水池設計指針(WSP073-2010)」などの各種指針および基準に準拠することを前提条件とします。
21	23	5.2.5 浄水池(基本設計のみ)⑤	鉄筋コンクリート造浄水池とする場合、ステンレス鋼板を内貼りする仕様と御座いますが、槽内全面もしくは天井を除く側面+床面のどちらを想定されていますでしょうか？	槽内全面を内貼りする仕様としてください。

## 「要求水準書に関する質問書(様式1-3)」に対する回答(第2回)

No.	頁	項目	質問内容	回答
22	23	5.2.5 浄水池 (基本設計のみ) ④	浄水池の新設に伴い、角型のみ記載となっておりますが、円筒形(WSP063-2018)でもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
23	24	5.2.7 場内配管 (基本設計のみ)	取水配管等の流量計やバルブを屋外埋設のビットとした場合は、屋外埋設配管として貴市の範囲として考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に明記されている流量計は、設置位置に関わらず事業者の範囲として考えてください。 なお、流量計の設置位置は一般的に管理棟内が望ましいと考えます。
24	24	5.2.7 場内配管 (基本設計のみ)	敷地が狭いため、効率的な配管布設を考えた場合、屋外埋設配管を共同溝を設置し布設するという選択が考えられますが、その場合、共同溝内の配管は従来、屋外埋設配管であるため、貴市範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	24	5.2.7 場内配管 (基本設計のみ) ⑨	新丹那水源は予備水源で通常は使用しないという理解でよろしいでしょうか。また、既設同様、初川への放流(ドレン)ラインは必要でしょうか。	ご理解のとおりです。 河川への放流管路も整備してください。
26	24	5.2.8 場内整備 (基本設計のみ)	施工計画の提案に際し、ポンプ井の撤去時は、鉄道アンダーパス部への道路に重なるため、撤去期間は通行止めとしてよろしいでしょうか。また、鉄道アンダーパス部への道路に重なる部分は残置してよろしいでしょうか。鉄道アンダーパス部にアプローチする時間帯をご教示頂けないでしょうか。	ポンプ井の撤去工事中であっても、アンダーパス部への歩行者の通行は確保するようにしてください(24時間アプローチすることを想定してください)。 アンダーパス部への道路に重なる部分のポンプ井は残置可能ですが、地中に空洞が残らないよう充填または埋め戻すように計画してください。 また、車両の通行止めの可否等については、JRとの協議が必要となります。
27	25	5.2.10 電気計装設備 (1)電気室等 ②	電気室・変電室等には空調設備を設置すること。とありますが、空調設備の所掌範囲は建築設備の工事範囲と考えます。電気工事としては空調設備(建築付帯動力設備)に電源供給できる容量の配線用遮断器を配電盤内に準備するまでと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	25	5.2.10 電気計装設備 (1)電気室等 ③	電気室は将来更新を考慮した設計をすること、とありますが電気盤の更新が出来るような基本設計を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	26	5.2.10 電気計装設備 (3)非常用電源設備 ⑥	燃料の貯蔵方法は事業者提案とする。とありますが、地下埋設貯蔵とした場合の所掌区分としては、燃料タンク本体以外の掘削・躯体等の土工事は、電気計装設備範囲外という理解でよろしいでしょうか。	地下埋設貯蔵とする場合、掘削・躯体等の土木・建築工事は市の範囲とします。 なお、形式は地下タンク室形式で計画してください。
30	26	5.2.10 電気計装設備 (5)計装設備 ④	要求水準書では膜ろ過水濁度計の設置は記載されていますが、浄水濁度計の設置は記載されていません。浄水濁度計の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	膜ろ過水濁度計は、浄水濁度計を兼ねるものと認識してください。
31	26	5.2.10 電気計装設備 (6)中央監視設備 (基本設計のみ)	第1回質問回答No.37においてアナログ信号は信号数分のアイソレータを既設盤内に設置。接点信号については既設盤内に端子接続と記載がありますが、盤内の改造は機能増設と理解していますが宜しいでしょうか。その場合、第1回質問回答No.22に機能増設およびソフト改造は市が別途発注と記載されており本件、既設盤内にアイソレータを設置する機能増設は、市が別途発注するという理解で宜しいでしょうか。	既設TM盤に仮設浄水施設等の監視項目を追加する場合、アイソレータ設置と端子接続は事業者範囲としてください(ソフト改造、機能増設、移設時の警報養生などの調整は市が別途発注します)。また、場内には別途発注でテレメータ盤(子局)を新設しますので、新設テレメータ盤までのケーブル・電線管布設は事業者範囲としてください。新設テレメータ盤内のアイソレータ設置、端子接続等は市の所掌とします。
32	27	5.2.10 電気計装設備 (7)その他の事項 ①	電気ケーブルの布設 波付硬質合成樹脂管またはポリエチレンライニング鋼管とし、必要口径および敷設ルートを生計・提案すること。とありますが、工事の所掌範囲としては埋設配管は土工事範囲という理解でよろしいでしょうか。	電気ケーブルについては、電線管の材料費、埋設工事費ともに事業者の所掌範囲です。
33	27	5.2.10 電気計装設備 (7)その他の事項 ①	電気ケーブルの布設 建築附帯設備に係るケーブル布設は本市が実施する。なお場内の埋設ケーブルは工事対象に含むとありますが、200V分電盤(仮称名)から建築付帯設備で設置する配電盤までのケーブル布設は、貴市範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 「要求水準書に関する質問書(様式1-3)」に対する回答(第2回)

No.	頁	項目	質問内容	回答
34	27	5.2.2 5.2.11 設計共通事項 建築物 (基本設計のみ) (1)共通事項 ⑤	下記所掌については、貴市の範囲としてよろしいでしょうか。 電気室のフリーアクセスフロア、空調設備、照明設備、避雷設備、非常用発電設備用の地下タンク ただし、電気計装設備の防火区画処理、避雷設備の接地については、事業範囲内との理解でよろしいでしょうか。	照明設備は本市の範囲です。 避雷設備については、第1回質問回答の様式1-3 No. 24をご参照ください。 フリーアクセスフロアについては様式1-3 No. 39、空調設備については様式1-3 No. 27、地下タンクについては様式1-3 No. 29で回答します。 電気計装設備の防火区画処理、避雷設備の接地は事業者の範囲です。
35	27	5.2.11 建築物 (基本設計のみ) (1)共通事項	土木・建築設計について、以下の事項を要求水準として追加提示していただけないでしょうか。 ①JR軌道や河川区域からの離隔 ②掘削深度(既に条件提示済み) ③仮設土留め工法 ④杭基礎工法	以下を提案設計の仮定条件としてください。 ①離隔の指定はできません。掘削等によるJR軌道や河川区域への影響および離隔については、事業者提案と技術対話で判断します。 ②提示済み(床付高H=+61.00m以上) ③切梁式鋼矢板土留め工法 ④提示済み(オールケーシング工法、杭長L=23m、杭間隔4m) なお、基本設計を行う中で、土木・建築設計の内容を仮定条件から変更する必要が生じた場合、設計変更リスクは市にあるものとします。
36	27	5.2.11 建築物 (基本設計のみ) (1)共通事項	上記の建築条件の追加提示がなされ、要求水準を達成した提案設計からの大幅な見直しが必要となった場合には、設計の見直しに要する費用や工期の変更についても貴市にリスクがあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	27	5.2.11 建築物 (基本設計のみ) (1)共通事項	本事業公告前の資料として、PSC計上のための基本設計時の関係機関との協議内容について、開示いただけないでしょうか。また、当該用地で施工可能と判断するに至った根拠資料などを開示いただけないでしょうか。	希望される応募者を対象に、JR、県土木事務所との協議資料を提供します。当該協議により、施工可能との判断に至りました。
38	27	5.2.11 建築物 (基本設計のみ) (1)共通事項 ③	第1回質問回答において、「掘削底面の最低高がH=+61.00m以上になるよう」とありますが、釜場部分は構造物のごく一部です。釜場を起点に最低高さを設置するとその分構造物が全体的に高くなるため、基礎一般部を最低高さとして頂けないでしょうか。 不可の場合は建築物の床付高H=+61.00m以上とする根拠をご教示ください。(隣接する河川水位の影響等)	ご提示のとおりFLの床付高を+61.00m以上とし、釜場部分のみFLの床付高より低くなることを認めることとします。
39	27	5.2.11 建築物 (基本設計のみ) (1)共通事項 ⑤	管理事務室、電気室は、ピット、天井、フリーアクセスフロア等、維持管理性と更新時の利便性に配慮した設計としますが、ピット、フリーアクセス等は、工事の所掌範囲は建築工事範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	28	5.2.13 来宮浄水場の立地条件	第1回質問回答No. 39において、既設の水質計器として「来宮浄水場にJR管理の原水PH計が設置されています。」とあります。JR管理の原水PH計の撤去や移設等の対応については、事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	28	5.2.11 建築物 (基本設計のみ) (1)共通事項	建築構造の仮定断面は柱800角程度、梁せいはスパンの1/10程度としてよろしいでしょうか。	建築構造の仮定断面は柱800角以上、梁せいはスパンの1/10以上とします。
42	28	5.2.11 建築物 (基本設計のみ) (2)管理棟等	③防災倉庫(35m <sup>2</sup> )とありますが、防災拠点、給水車等の用途によって配置が変わるため、具体的な使用目的をご教示ください。	給水パック、車両積載型給水タンクなどを含む非常備蓄品の保管を目的としています。
43	29	5.2.13 浄水・送水設備の移設 または仮設	仮設運用時の計画浄水量16,000m <sup>3</sup> /日は、仮設水槽に流入する浄水量という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 既設マイクロストレーナも含め、仮設運用時は浄水ロスが殆ど生じないものと想定しています。
44	29	5.2.14 上記を除く土木設計 ②	基本設計においては、土質や周辺環境、施工条件等を考慮し、適当な杭基礎工法を選定するとありますが、基本設計時点での適当な杭選定が原因で建築物の床付高H=+61.00mを確保できない場合(底版厚が厚くなる等)、事業者責任の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	杭径等に応じて底版厚が大きくなる可能性はありますが、床付高H=+61.00mを確保し、FLを高くするなどして対応をお願いします。 ただし、基本設計時の杭径等の条件は、提案設計時と同条件(杭径、杭長、杭の中心間隔および底版厚)とし、詳細設計にて変更があった場合は事業者責任の範囲外とします。

## 「要求水準書に関する質問書(様式1-3)」に対する回答(第2回)

No.	頁	項目	質問内容	回 答
45	29	5.2.14 上記を除く土木設計	ポンプ井等を全て撤去するために施工可能場所の範囲外に仮設土留めを計画する必要があります。提案設計段階においてJR、道路管理者、交通管理者等への事前協議等が提案書提出後の協議結果により、提案した内容が変更になった場合の土木建築、機械、電気設備の設計内容の変更による事業費増大のリスク負担者は「発注者」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	29	5.2.14 上記を除く土木設計	「⑥土木、建築工事は、施工段階ごとに主要な施工機器や資材の搬入出・配置の検討を行い提示すること」とあります。現在2か所の出入口がありますが、施工段階によって場内出入口を1か所にしたり移動したりする必要性が生じる事が想定されます。貴市の運営上の注意事項・制約があればお示し下さい。	既設マイクロストレーナ運用期間中は、マイクロストレーナ室東側に4tタンクローリー(次皿の補充用)が横付けできるようにしてください。
47	29	5.2.14 上記を除く土木設計	施工計画の提案に際し、鉄道敷地側の土留壁はJRとの協議にもよりますが、線路の変状防止のため敷地内に残置する計画としてもよろしいでしょうか。	可能な限り撤去を前提としますが、必要に応じて残置もやむを得ないと考えます。
48	29	5.2.14 上記を除く土木設計	鉄道事業者及び河川管理者との提案段階での協議について、第1回質問回答No.40では貴市を通して協議することとされています。この協議の結果については、設計上の制約条件となるため、応募各社に対して協議内容が共有されることを要望します。	基本的には、提案設計段階では鉄道事業者、河川管理者と協議を行わない考えですので、市が定めた仮の設計条件に基づいて提案していただく見通しです。市が確認した条件があれば、すべての応募者に共有します。
49	29	5.2.14 上記を除く土木設計	JR軌道への影響について検討するため、JR軌道法面(擁壁)に関する竣工図書(横断面図、縦断面図)を開示いただけないでしょうか。	希望される応募者を対象に、市から資料を提供します。
50	30	5.2.18 設計図書の提出	(1)基本設計の⑦概算工事費内訳書及び(2)詳細設計の⑦工事費内訳書についてですが、本事業はDB事業であることを考慮すると内訳書に入れる単価は貴市単価ではなく事業者による見積り単価によって作成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	32	5.3.2 本業務の実施に当たっての留意事項 (1)工事全般 ⑦	機械・電気設備基礎、防液堤の設置、防液堤内の耐薬品塗装は本市が行うとありますが、例えば、電気室、フリーアクセス、ピット内の防塵塗装は建築工事範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	32	5.3.2 (3)工事範囲 図4 既設管路接続箇所	既設流用管路と記載がありますが、敷地が狭く、新設構造物の築造や既設ポンプ井の撤去が出来ないため、提案により管路接続点を変更してもよろしいでしょうか。また、仮設浄水設備と同様に施工性を考慮し仮設送水管を本設として流用してもよろしいでしょうか。	既設管接続点に変更しても構いません。また、仮設送水管の流用については、場内配管の要求水準を満たしていることを前提に可能です。
53		実施方針に関する質問 回答No.58 設計変更リスク10	「都度、発注者との協議により判断します。」との回答ですが、協議内容につきまして協議簿等により双方合意したことを確認する手続きをお願いいたします。	ご要望のとおり、協議簿を取り交わし合意した旨を記録に残すこととします。





